



2025年8月13日

各位

会社名 株式会社 アトム
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史
(コード番号 7412 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先 取締役管理本部長 佐藤 真一郎
(連絡先電話番号 045-224-7390)

2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)
(公認会計士等による期中レビューの完了)

当社は、2025年8月7日に「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を開示致しましたが、四半期財務諸表について、公認会計士等による期中レビューが完了しましたのでお知らせ致します。
なお、2025年8月7日に発表した四半期財務諸表について変更はありません。

以上



2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年8月13日

上場会社名 株式会社アトム 上場取引所 東 名
 コード番号 7412 URL <https://www.atom-corp.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 植田 剛史
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長 (氏名) 佐藤 真一郎 TEL 045-224-7390
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無：無
 決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年3月期第1四半期の業績（2025年4月1日～2025年6月30日）

(1) 経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年3月期第1四半期	7,129	△17.4	△350	—	△368	—	△426	—
2025年3月期第1四半期	8,631	△3.5	△660	—	△643	—	△702	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年3月期第1四半期	△2.25	—
2025年3月期第1四半期	△3.68	—

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年3月期第1四半期	16,735	4,750	28.4
2025年3月期	18,989	7,302	38.5

(参考) 自己資本 2026年3月期第1四半期 4,750百万円 2025年3月期 7,302百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期	—	—	—	—	—
2026年3月期（予想）	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

2026年3月期の配当予測につきましては、現時点では未定としております。

3. 2026年3月期の業績予想（2025年4月1日～2026年3月31日）

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	32,481	△8.4	933	—	870	—	3	△99.4	△0.15

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期1Q	193,559,297株	2025年3月期	193,559,297株
② 期末自己株式数	2026年3月期1Q	433,932株	2025年3月期	433,882株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期1Q	193,125,403株	2025年3月期1Q	193,114,590株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項については、添付資料P3「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(四半期財務諸表の作成方法)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	7
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境改善の期待から経済社会活動が活性化し、個人消費の回復やインバウンド需要の増加等を背景に、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、物価上昇の長期化による個人消費の伸び悩みや人手不足が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業については、人流、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大もあり、緩やかに回復が続いております。しかしながら、米をはじめとする原材料価格の高騰、継続的な採用難による人員不足やそれに起因する人件費の上昇を背景に、業界全体で価格改定の動きが継続しており、当社においても依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社では引き続き「すべてはお客様と従業員のために」という企業理念のもとに、原点帰帰を基本方針として、外食の本質的価値を見つめ直しながら、高付加価値で季節の美味しさを堪能できる数量限定メニューやコラボメニューの販売等を行ったほか、当社の公式アプリに初の「アトム共通来店ポイントカード」を導入し、ポイント交換に加え離脱者層に対する再来店を促すクーポンの配信を実施致しました。家庭では味わえない料理や高品質なサービスを通じて、「楽しかった、おいしかった」とお客様に喜んでいただけるよう取り組みました。

ステーキ宮においては、2025年5月で創業50周年を迎えるにあたり、次の50年に向けて新たなスタートを切るため、原点に立ち返り、お客様に美味しいお肉を宮のたれでご堪能いただけるように4月1日にグランドメニューをリニューアル致しました。また、「黒毛和牛リブローズフェア」や「厚切りカットステーキフェア」など、稀少部位をお値打ち価格での提供や、「岩下の新生姜」とコラボした商品を含めた、限定サラダバーを販売致しました。

焼肉業態においては、4月21日にグランドメニューの改訂を実施し、国産牛や厚切り牛タン、そしてサイドメニューは揚げ物やアレンジご飯など、お客様に喜んでいただけるメニューへ変更致しました。また、平日ランチ営業店舗の拡大を進め、来店機会の増加を図ってまいりました。

寿司業態においては、一般社団法人フードアナリスト協会主催の「ジャパン・フード・セレクション（スペシャリティ部門）」にて最高ランクのグランプリを受賞した「本まぐろ食べ比べ六貫」「茶碗蒸し」「出し巻き玉子」の提供や、「旬あじと初夏の味巡り」「すし屋のうな重」などのフェアを開催するとともに、期間限定で全品を謹製赤しゃりにて提供する施策を実施致しました。また、メディアへの露出強化として、東海地方のグルメバラエティー番組等へも積極的に露出し認知度の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間における業績は、売上高が71億29百万円（前年同期比17.4%減）、営業損失が3億50百万円（前年同期6億60百万円）、経常損失が3億68百万円（前年同期6億43百万円）、四半期純損失が4億26百万円（前年同期7億2百万円）となりました。

当第1四半期累計期間において、事業譲受により3店舗増加、不採算店2店舗（「ステーキ宮」1店舗、「カルビ大将」1店舗）を閉鎖したことにより、当第1四半期会計期間末の店舗数は248店舗（直営店238店舗、F C店10店舗）となりました。また、業態転換を1店舗（「味のがんこ炎」から「カルビ大将」）、改装を11店舗（「ステーキ宮」4店舗、「にぎりの徳兵衛」1店舗、「海鮮アトム」2店舗、「カルビ大将」3店舗、F C店「にぎりの徳兵衛」1店舗）行いました。

当第1四半期累計期間より報告セグメントの区分を「レストラン事業」の単一セグメントへ変更しております。詳細は、「2. 四半期財務諸表及び主な注記（セグメント情報等の注記）」に記載のとおりであります。このため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

資産・負債及び純資産の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ22億53百万円減少し、167億35百万円となりました。その要因は現金及び預金を主とした流動資産の減少22億91百万円、新規出店、改装、業態転換等による有形固定資産の増加95百万円、敷金及び保証金を主とした投資その他の資産の減少56百万円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ2億98百万円増加し、119億85百万円となりました。その要因は短期借入金を主とした流動負債の増加3億79百万円、長期借入金を主とした固定負債の減少80百万円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ25億52百万円減少し、47億50百万円となりました。その要因は四半期純損失を4億26百万円計上した一方で、株式会社コロワイドが保有する当社B種優先株式の全部(20株)の取得に伴い、自己株式が21億27百万円増加したことによるものです。

この結果、自己資本比率は28.4%(前事業年度末は38.5%)となりました。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年3月期の業績予想につきましては、2025年5月9日に公表致しました内容から変更はございません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,703	4,765
売掛金	1,079	792
棚卸資産	274	247
その他	538	499
流動資産合計	8,597	6,306
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,608	3,696
その他（純額）	2,265	2,272
有形固定資産合計	5,873	5,968
無形固定資産	73	72
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,857	2,795
その他	1,623	1,627
貸倒引当金	△35	△35
投資その他の資産合計	4,445	4,388
固定資産合計	10,391	10,429
資産合計	18,989	16,735
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,371	2,078
短期借入金	—	1,200
1年内返済予定の長期借入金	2,078	1,943
未払法人税等	406	26
賞与引当金	60	92
販売促進引当金	546	567
店舗閉鎖損失引当金	9	3
その他	2,190	2,130
流動負債合計	7,662	8,042
固定負債		
長期借入金	2,965	2,876
資産除去債務	800	802
その他	257	263
固定負債合計	4,024	3,943
負債合計	11,686	11,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	6,853	6,853
利益剰余金	530	104
自己株式	△175	△2,302
株主資本合計	7,309	4,755
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6	△4
評価・換算差額等合計	△6	△4
純資産合計	7,302	4,750
負債純資産合計	18,989	16,735

(2) 四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
売上高	8,631	7,129
売上原価	3,009	2,647
売上総利益	5,622	4,482
販売費及び一般管理費	6,282	4,832
営業損失(△)	△660	△350
営業外収益		
不動産賃貸料	24	37
その他	36	7
営業外収益合計	61	45
営業外費用		
支払利息	16	18
不動産賃貸原価	22	35
その他	5	9
営業外費用合計	44	63
経常損失(△)	△643	△368
特別利益		
固定資産売却益	4	—
投資有価証券売却益	0	0
その他	—	2
特別利益合計	4	2
特別損失		
固定資産除却損	3	36
減損損失	7	5
その他	—	0
特別損失合計	11	42
税引前四半期純損失(△)	△650	△408
法人税、住民税及び事業税	30	44
法人税等調整額	21	△26
法人税等合計	51	17
四半期純損失(△)	△702	△426

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期財務諸表の作成方法)

四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

(セグメント情報等の注記)

I 前第1四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	レストラン	居酒屋	カラオケ	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期損益 計算書計上額 (注) 3
売上高						
外部顧客への売上高	7,195	1,029	398	8	—	8,631
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	7,195	1,029	398	8	—	8,631
セグメント利益又は損 失 (△)	309	51	12	8	△1,043	△660

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、フランチャイズ事業を含んでおります。

(注) 2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△1,043百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,043百万円でございます。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(注) 3. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

居酒屋事業及びカラオケ事業セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期累計期間においては居酒屋事業で6百万円、カラオケ事業で1百万円であります。

II 当第1四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社は、「レストラン事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、報告セグメントを従来「レストラン事業」、「居酒屋事業」及び「カラオケ事業」の3区分としておりました。しかし、2025年2月1日に居酒屋事業を株式会社コロワイドダイニングへ、2025年3月1日にカラオケ事業を株式会社シン・コーポレーションへ会社分割したことにより、当第1四半期累計期間より報告セグメントを「レストラン事業」の単一セグメントへ変更しております。

これにより、単一セグメントとなることから、当第1四半期累計期間よりセグメント情報の開示は省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

レストラン事業セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期累計期間において5百万円であります。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年6月12日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月30日付で親会社である株式会社コロイドが保有する当社B種優先株式の全部（20株）を取得致しました。この結果、当第1四半期累計期間において自己株式が21億27百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が23億2百万円となりました。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
減価償却費	235百万円	173百万円

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月12日

株式会社アトム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出	正弘	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	道之	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤	陽介	

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社アトムの2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の第1四半期会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。